

(平成26年10月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年7月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額に係る記録を6年7月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年10月1日から9年1月8日までの期間について、申立人は、標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から9年1月8日まで

私の夫がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に比べて著しく低くなっている。給与明細書を提出するので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年7月1日から7年1月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、6年7月から同年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円と記録されていた。

しかしながら、平成7年1月30日付けで、6年10月1日の定時決定が取り消され、申立人のほかに複数の者に係る標準報酬月額の記録が同年7月1

日に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の元代表取締役は、「多額の保険料の滞納があったため、社会保険事務所の担当者に相談したところ、役員の標準報酬月額を説明され、遡及して減額訂正の処理を行った。」と回答している。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、申立期間において雇用保険の被保険者であることが確認できる上、元代表取締役は、「私が、社会保険事務所に相談に行き、遡及訂正の書類を作成し、社会保険事務所へ届け出た。申立人は営業担当役員であり、社会保険関係の業務を担当していない。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務所の権限を有しておらず、上記の減額訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成7年1月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと認められ、社会保険事務所が行った当該遡及訂正に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の6年7月から7年9月までの標準報酬月額に係る記録については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、6年7月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月1日）で20万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係がうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成7年10月1日から9年1月8日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社に係る給与明細書により、申立人は、当該期間において標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明と回答しているが、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は9万3,000円、18年7月7日は34万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月7日

申立期間にA社から支給された役員賞与について、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額に反映されない記録となっているので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年12月及び18年7月の賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台

帳により確認できる保険料控除額から、平成17年12月20日は9万3,000円、18年7月7日は34万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は68万8,000円、18年7月7日は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月7日

申立期間にA社から支給された役員賞与について、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額に反映されない記録となっているので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年12月及び18年7月の賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台

帳により確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成 17 年 12 月 20 日は 68 万 8,000 円、18 年 7 月 7 日は 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は7万3,000円、18年7月7日は22万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月7日

申立期間にA社から支給された役員賞与について、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額に反映されない記録となっているので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年12月及び18年7月の賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台

帳により確認できる保険料控除額から、平成17年12月20日は7万3,000円、18年7月7日は22万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

私は、平成15年6月にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、その標準賞与額の記録が無い。「平成15年分の所得税の確定申告書」等を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び支給項目控除一覧表により、申立人が申立期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の回答書及び支給項目控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

私の夫がA社本社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された申立人の普通預金元帳により、平成 15 年 12 月給与の振込は確認できるものの、申立期間に係る賞与の振込は確認できない。

また、A社本社における申立期間当時の総務部長は、「申立人は監査役をしており、役員に賞与は支給されていない。」と回答している上、同社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主は、「関係資料は保存されておらず、申立てに係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額については不明。」と回答している。

さらに、オンライン記録における申立人の平成 15 年 1 月から同年 12 月までの標準報酬月額から試算した社会保険料控除額は、B市から提出された申立人に係る住民税賦課資料に記載されている社会保険料控除額と一致している。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 17 日から 9 年 10 月 1 日まで

私は、A社に勤務し、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 44 万円と記録されているが、それを上回る給与の支給があったことを示す給与支給明細書を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立人の申立期間における標準報酬月額について、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された、申立人の申立期間に係る厚生年金基金加入記録における標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額の記録は一致していることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。